

鷺流狂言伝書『間之記』(一)

竹本幹夫

山本和加子

本学常磐松文庫蔵『鷺流狂言伝書』のうちより、能の間狂言台本一四冊を三回に分けて翻刻する。今回翻刻するのは、後掲の曲目一覧のうち、第一冊から第四冊までである。今回分の解題は間狂言本の書誌的な紹介のみに止めることとし、山本が執筆する予定の本書の内容面の考察等は次回以下に行なうこととしたい。なお本書には全一四冊を一貫する書名がないが、「脇能間」と題する三冊と「三番目間」と題する一冊以外はすべて「間之記」と外題がある。過半の冊の外題である「間之記」が本書全体の呼称として妥当かどうかは後述するような問題を含むものの、以下では『間之記』と二重カッコで囲んで書名に用い、「脇能間」「三番目間」を除く八冊を特定する場合には、「間之記」と一重カッコで示す。

本書は各冊その大きさ縦118mm×横167mm前後の仮綴じの横本である。料紙は楮紙で、半折した料紙の折り目を下にして綴じてある。表紙は共表紙で、その中央に「脇能間」または「間之記」「三番目間」と題記し、その下に巻序を記す。ただし第九・一〇・十一・十二冊のほかは巻序を貼紙により訂正してある。また、背小口にも巻序を記し、それらはすべて訂正以前のものとの巻序と一致する(冊順に、二・四・二十一・十四・十六・二十二・十七・十九・十八・二十)。各冊第一

丁に本文とは別筆らしいが一筆の目録（二段書き）があり、その頁の右下に「中」字の黒丸小印がある。各冊は原則として一〇曲を収め、片面一〇〜一二行書。型付・衣裳付などの演出注記や異文などを記した曲が多いが、本文のみのものもある。原則として曲ごとに改訂する。筆跡は『狂言記』本文と同筆のもの（一〇行書）が主体であるが、「協能間 三」のようにまったく別筆の冊もあり、また一冊中に両筆が混在する例も多い。内容は同じではないが曲目が重複する例も若干ある。別筆の分を中心に神社考証の朱注や上演記録の注記があり、それに「住吉社、宝永三年迄千四百八十六年」（白楽天）、「享保十七西丸にて被_レ仰付_二候処、協方不覚_ニ而御断_ニ付、宝生新之丞勤申候」（一人祇王）などと、宝永三年の年記が七例、享保年間の年記が二例見える。恐らく本書はその当時の伝右衛門系統の古本を中核として、同派所屬の役者の手で、江戸時代末期頃にそれに増補する形で集成され、増補の冊に「問之記」と題記したものらしい。その集成増補が何度行なわれたかはさだかではないが、別筆の分には二種類の手が混在するようにも思われるから、一度だけではなかつた可能性も考えられよう。また現一四冊が本来の冊数であったことは、訂正前の巻数からも考えられまい。

〔曲目〕（冊順に従い全149曲の曲目と曲ごとの特記事項（カッコ内）を記す）

協能間 一（原巻序二） 片面11行。45丁うち白紙2丁。〈白楽天（以下別筆）。「住吉社、宝永三年迄千四百八十六年」等の注記あり）・源大夫（付箋あり）・東方朔（破損による落丁で衣裳付などの断片的記事のみ）・白髭（朱書「白髭大明神社。神代より鎮座。江州湖。宝永三年迄千九百九十三年」・九世戸（和布刈・草薙の文句書入れあり。以上別筆）。

大社（朱書「大社御鎮座ヨリ宝永三年迄五百四十六年」・絵馬（衣裳付あり）・江の嶋（演出注記あり）・志賀・金札）。

協能間 二（原巻序四） 片面10行。30丁うち白紙1丁。〈松尾（別筆。朱書「御鎮座ヨリ宝永三年迄千六十六年」・浦嶋・

伏見（朱書あり）・放生川（他流との異同校合）・雨月（演出注記あり）・孫思邈（貼紙訂正）・富士山（貼紙訂正）・輪藏（書入れ・衣裳付あり）・蟻通（目録のみ）・皇帝〉。

脇能間 三(原卷序二十一) 片面10行。29丁。本冊は全体が「間之記」の主要な手とは別筆か。〈佐保山(朱書あり)・

淡路(朱書あり)・箱崎(朱書・付箋あり)・草薙(朱書・付箋あり)。「熱田社鎮座ヨリ宝永三年迄千五百七拾八年」・

玉津嶋(末尾改丁なし)・玉嶋川・吉野・神有月(末尾改丁なし)・敵島(書込みあり)。「敵島鎮座ヨリ宝永三年迄千

八拾三年」・御裳濯(朱書あり)。「伊勢国外宮。宝永三年迄千二百二十九年」・佐保山朱注・御裳濯異文。

間之記 四(原卷序十四) 片面10行。38丁うち白紙2丁。末尾に白紙2丁。大半の曲に衣裳付・型付あり。〈邯鄲・花

月・百万・俊寛・芦刈・弱法師・藤栄・盛久・春栄・葵上。

間之記 五(原卷序十六) 片面10行。51丁うち白紙5丁。大半の曲に衣裳付・型付あり。〈国栖・雲雀山・巻絹・殺生

石・放下僧(付箋・書込みあり)・鉢木・鉄輪・感陽宮・正尊・檀風(別筆)。

間之記 六(原卷序二十二) 片面10行。43丁うち白紙3丁。〈常陸帯・俊寛(型付あり)。本文二種あり。二つ目の末に

「享保十九年四月十九日西丸にて弓町御勤候節」の注記あり)・班女(型付・衣裳付あり)・善知鳥(同前)・春日

龍神(別筆。末に「宝生流間」とあり)・放下僧(型付あり)・道明寺(別筆。間語り・末社セリフの両様)・鉄輪(別

筆か。型付書込みあり)・巴(別筆)・烏帽子折(別筆。型付あり。末の衣裳付のみ同筆)。

間之記 七(原卷序十七) 片面10行。18丁。〈住吉詣(型付・衣裳付あり)・高野物狂(異式演出と衣裳付あり)・木

賊(衣裳付あり)・呂后・鳥追・室君・小原御幸(別筆。型付・衣裳付あり)・護法(小原御幸と同筆・同書式)・西

行桜(型付・衣裳付あり)・同(西行桜。型付のみ)・愛染川(護法と同筆・同書式)。

間之記 八(原卷序十九) 片面10行。35丁うち白紙1丁。〈羅生門・護摩・籠祇王(衣裳付・型付あり)・丹後物狂

(衣裳付あり)・龍虎(衣裳付あり。シャベリ・語り両様)・現在鶴(演出注記あり)・大会・三笑(衣裳付あり)・

葛城天狗・大蛇(衣裳付あり)。

三番目間 九(貼紙なし) 片面10行・12行。46丁。〈朝顔・仏原・松虫・浮船(内題に八と朱書。別筆12行書。冒頭部の別記事を貼紙で隠す)・定家(内題に十と朱書。別筆12行書。冒頭部料紙切断)・采女・采女(内題に十三と朱書。別筆12行書。冒頭部料紙切断)・葛城(内題に十五と朱書。別筆12行書。訂正書込みあり。末尾4行分、朝顔などと同筆の手で書継ぎ)・鷺・遊行柳・遊行柳(別詞章)・誓願寺(末尾料紙の後半破損)〉。

問之記 十(貼紙なし) 片面10行。43丁うち白紙4丁。空蟬・橋姫以外の曲に衣裳付あり。〈錦木・小蝶・舟橋・小督(型付もあり)・空蟬・空蟬(別筆。末に「又曰」と別のセリフを追加)・橋姫・吉野静(別筆。型付もあり)・二人静(別筆で吉野静と同筆)・照君(型付もあり)・二人祇王(吉野静と同筆。末に「享保十七西丸にて……」とあり)〉。

問之記 十一(貼紙なし) 片面10行。曲ごとに白紙計10丁。墨付64丁。〈春日龍神(衣裳付あり)・春日龍神末社・是界・熊坂・土蜘蛛・小鍛冶・舍利・車僧・橋弁慶・紋上・枕慈童(衣裳付あり)・土童・菊慈童)〉。

問之記 十二(貼紙なし) 片面10行。63丁うち白紙3丁。阿漕・野守以外に衣裳付があり、型付の余白もある。〈天鼓(型付朱書)・藤戸(演出注記少々)・鶴・山姥・鶴飼・阿漕・野守・融・海人(演出注記少々)・須磨源氏)〉。

問之記 十三(原巻序十八) 片面10行。40丁うち白紙3丁。大半の曲に型付・衣裳付あり。〈元服曾我・調伏曾我(演出注記あり)・禅師曾我(「又曰」として型付三種あり)・切兼曾我・小袖曾我・夜討曾我(別筆。演出注記・朱書あり。「兩人の時の留メ」として他曲の分と同筆のセリフ二種あり)・竹の雪(別筆。夜討曾我と同筆か)籠太鼓(竹の雪と同筆)・鶏立田(型付用の空白あり)・千引(竹の雪と同筆)〉。

問之記 十四(原巻序二十) 片面10行。33丁うち白紙3丁。聳入自然居士以下一筆の別筆。〈鶴若・満中(型付あり)・聳入自然居士(以下別筆。型付あり)・鬼黒陰山共(型付分空白あり)・斎藤五(同前)・大木(同前)・豊干・鳶窟・三山・土車(型付あり)。「又曰」として異文・演出注記あり)〉。

三山・土車(型付あり)。「又曰」として異文・演出注記あり)。

凡 例

- 一、驚狂言伝書の『間之記』14冊のうち、第一から第四までの四冊分42曲を翻刻する。
- 一、翻刻にあたっては、句読点・濁点・返り点を補い、適宜改行して段落を設けた。
- 一、文字遣いは原則として底本のままとしたが、漢字については新字体を用いることとし、また「夕」を「より」とするなど、略字体や異体字の類も極力書き下した。ただし、「比」「哥」「嶋」など、原文の字形をそのまま用いた場合もある。
- 一、型付・衣裳付の類は、原則として底本の書式に従ったが、文字の大きさなどについては校訂者が適宜判断して決定した。
- 一、傍書の類はそのままの位置に記し、朱書の類はへゝで囲んで区別した。見せ消ちや墨滅訂正の場合は、訂正後の形を本文に生かし、訂正前の形は「」で囲んで文中の適宜の箇所を示したが、明らかな書き損じの訂正や曖昧な字体への傍記の類は、正しい本文のみを生かし、他はすべて無視した。
- 一、校訂者による注記はすべて（ ）で囲んで他と区別した。
- 一、曲名見出しの下に、（一ノ六）のごとくに、巻序（漢数字）と曲順（算用数字）とを示した。
- 一、本稿をなすにあたっては、山本が作成した解題・本文を竹本が校閲し、不備を補った。従ってその責任は両名が負うべきものである。

脇能問

三

○ ○ ○ ○ ○
 九 白 東 源 白
 世 方 太 樂
 戸 髭 朔 夫 天

○ ○ ○ ○ ○
 金 志 江 絵 大
 札 賀 嶋 馬 社

白樂天 (一ノ一)

か様に罷出たる者ハ、忝も住吉大明神に仕へ申末社の神にて候。去程に珍しからぬ御事なれど、先我朝ハ天地開闢より神国なれば靈神国々に地をしめ給ひ、威光まぢく也とハ申せ共、中にも当社住吉大明神ハ君を守り国家を守護し給ふ。夫をいかにと申に、唐の太子の賓客白樂天ハ大唐にてさへ利根じやといわれしに、まして日の本ハ粟散辺地の小国なれば定て智恵おろかに有べし。然れば日域の人の心をはかり見て従へんと工み此土へわたるを、住吉大明神ハ神通なれば御存あり、かの者を陸へ上てハあしかりなると思し召、いやしき釣の翁と御身を現じ今の唐船のあたり海上にうかみ給ふを、もちこし人は是をミつけ、あれなるハ日本の者かといふを聞給ひ、扱ハ心安し。させる智恵

ハなし。日の本の人を見て、日本の者かと問ふ程どんでさしたる事は有間敷と思し召、是ハ日本の漁翁にて候が、御身ハ唐の白樂天にて座すかと御申あれバ、漢朝人ハおほきにおどろき、われ初而此土へ渡りたるを、はや名を知りたるハふしぎ也と思ひ、此頃日本にてハ何を持ってあそび給ふぞと問れしに、扱又唐土にてハ何事を甞び給ふぞとの給ふを、唐土にてハ詩を作りあそぶぞといひし程に、日本にてハ歌をよみ、人の心を慰メ候と被申ければ、そもうたとハいか^{マツ}に。天竺の靈文を以てもちこしの詩賦とし、唐土の詩賦をもつて我朝のうたとす。されバ三ヶ国を和ゲたるをもつて大きに和らぐうたと書て、やまとうたとハよめりしろしめされて候へ共、翁が心を御覽ぜられんが為かとお申あれバ、いや夫にてハなし。いで目前のけしきを詩につくり聞せんとて、青苔衣ヲおびて岩をの肩にかゝり、白雲

帯に似て山の腰を廻る、心得たるか漁父といへるを、又明神ハ此心ヲうたに、昔衣きたるいハほはさもなくてきぬきぬ山のおびをするかなと、かく詠じ給ふを、樂天ハ聞、姿はいやしき釣人なるが、うたをよむ事ふしぎなりといへれしに、我朝にて哥よむ事ハ、人間ハ申に不及、鳥類畜類迄もよみ候。其子細ハ、むかし孝元天皇の御宇に大和の国高〔間〕の寺の鶯ハ、初陽毎朝来不相還本栖シヨウヤマイチヨウライイサラゲンゴウシヤセとなくを、文字に写し、和ゲ見れば哥なり。初春のあしたごとくにハきたれ共あハでぞかへるものとすみかにと、かく御物語有を樂天ハき、唐土にてハ鳥類畜類迄詩を作りたる例なければ、但是より押もどらんと思ふ心を明神ハはや御存あり、樂天ハ暫く御待あれ、海上にたち、舞樂をなして慰メ申さんとて、其まゝ御帰被成たると申ス間、先あれへ参り、唐船のもやうを見物仕らふずる。

ミチユキ 誠に我朝ハ小国とハいへど、神国として殊に智恵第一の国なるを、いかに大智な白樂天なりとも聊爾にしたがへる事ハ成まじいと存ルト、モノト 是ハはや程なふ松浦の沖に着た。扱樂天が舟ハどこ元に有ぞしらぬ事じや。あれに見ゆる沖の唐船がそであらふ。扱もくおびたゝしい事かな。先あれへゆかふ。いやく参つて言葉をかけられても返答が成まひ。但是より罷帰らふ。乍去是迄来て唯罷帰るも如何なれば、何ぞ一曲かなで罷帰らふと存るト云テ、和 目出たかりける時とかや是より三段ノ舞。太コ打アゲ。謡、かも同前なり。出立も同事なり。

〔舞有、賀茂同意。〕末社出立。厚板、水衣、頭巾、袴、リ、面鼻引、三段舞、何レも同断。

おさまりなびく時なれや、一天四海のうちのミか、人の国までひの本の、諸越が原も此所、三段舞過テ

酒宴なかばの春のきやう、く、くもらぬ日影長閑ニテ、君をいわり千秋の、橋立の松の葉の、ちりうせずして、まさきのかづら。ながひはをそれあり、くと、まかり申仕り、たつしゆつしける末社の神、心の内ぞゆゑ敷、く

悦に又よろこびをかさねツ、

武の、八十宇治川の流迄、源清し弓張月。

あらく目出度やな、とうどにまさる日本なれば、樂天知恵にも叶はずして、もどるべきとの御事なれば、是迄なりとて末社の神ハ、く、本社に帰りけり、く。

住吉社、宝永三年迄千四百八十六年。

源 大 夫 太鼓持出る。一ノ松ノキハニ置テ、夫ヨリシテ柱ノキハニテ名乗。 (一ノ二)

か様に候者は、尾州熱田の宮に仕へ申末社の神にて候。去ル程に当社と申奉るハ、昔素戔鳴尊出雲国におハします時、かの国の肥の川上に大蛇有り。かれハ尾首共に八ツあり。八尾ハ八ツの谷にはびこれり。眼ハ日月の如くひかりかゞやき、せなかハ苔むしてもろく草木生ひたり。年々人を取り村南村北のこくする事の声たへず、国中の人数

皆捕失はれて、今は山神の夫婦てなづち・あしなづち斗り残りけるが、稲田姫とて八才に成る少女を中に置いてかなしむを、尊あやししく思し召、是はいかなる事ぞととハせ給へば、今夜岐田の大蛇に姫を飲れん事を我等かなしむ也と申せし程に、尊弥あわれみ給ひ、其いなだ姫を我に得させば、かの大蛇を退治せんと被仰し程に、二親ハ悦び、姫を参らせんと申により、先大蛇を討べきはかり事ハ、床を高くかきいなだ姫のかづらにゆつのつま櫛をさし、四方に火をたき廻し、もたへに酒を入れて置を、夜半の時分岐田の大蛇来て床の上なるいなだ姫をのまんとするを、四方の火を焚ぬれば、よるべき様もなき所に、姫の影もたへの酒舟にうつり見ゆるを、おろちハよろこび八ツのもたへに八ツの首をひたし、酒を吞ほせば、又樋「ラケ」ひを以てつぎこみしゆへ、大蛇ハ酒に酔、前後もしらず臥たりしを、尊ハ劍を持、大蛇をつだく切、退治し、其尾にありしサイシヤウの劍を取、天照太神に奉り給へば、則天の村雲の劍と名づけ給ひ、さて尊ハ出雲の国に宮作り有て、いなだ姫を妻と定メ、肥の川上に置給ひ、尊ハ国土安全の為に当社をサイライ被成る。扱又手なづち・足なづちハ熱田の町に源大夫の神と申て、東海道の守護神にて御座候。先是ハ当社の目出度子細、又当今に使へ御申ある臣下、只今此所へ御参詣被成るを、源大夫の神権りに老人夫婦と頭れ、声詞を替し玉ふが、重てハ舞樂をなして慰めんとの御事なれば、我等

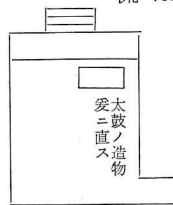
ハ太鼓なり共置申さうと存じて罷出た。
扱どこ元に置いて気にあふもしらぬ事じや。太方此傍りがよ
かろう
な、どこ元がよかるふぞ
ハ太鼓の如く太鼓持出る
置たる太鼓持出テ
舞有、賀茂同意
ト云テ、シテ柱ト目付
柱ノ間ニヲイテミテ
ト云テ、太鼓の台
持立テ

装束、アツイタ、官人頭巾、水衣、ク、リ、上髪。
脚半、こし帯、扇、作物ノ太鼓持出ル。
宋世
髷カ

(以下、朱筆)

太鼓ノ造物、置所ハ正面之だんば
しごのかどの右之方ニ置。金春流

・喜多流、同置所。



(以下、付箋一枚)

是がよサそうな
ト云テ、正面のだんばしご右ノ角
リ目付柱ノ方エ置也。扱立テ見テ
見た所が一段

とよい。扱やごとなき御方の御出と申間、あれえ参うと存
ル
ト云テ小
誠にか様に治る御代なればこそまれの御参
詣被成る。此度御目にかうらず、中々見る事ハ成まひ。

左りながら、どこ元に御座候ぞ。さればこそ是に御座候よ。
さすがまれ人程御座るぞ。中々いらかをならべた様に、つ
つくくとして御座る。先あれへ出ふか。此鉢でずるハあ
かどなが。いやく苦敷柄事只参らふ
跡ハ加茂同断。

東方朔 (一ノ三)

(目録にはあるが、内題・本文は欠損。破損部表側第一行中央部五字分、裏側最終行同所「□□□□□」候参□□□□□、次丁冒頭「候へ」のみ残存。左の記事が続く。)

仙人、水衣、厚板、狂言袴ク、リ、官人頭巾、上り髭。中入ライジヨ、シテ柱二人、左右。

白髭 同断 (一ノ四)

か様に罷出たる者ハ、江州白髭の明神に仕へ申末社の神にて候。去程に大地すでにわかれて後、第九の滅劫人寿二万歳の時、迦葉仏西天に出世し給ふ時分、大聖釈尊授記ヲ得て、とそつ天に住給ひし刻、八相成道の後、ゆゑきやう流布の地何れの所にか可有とて、ナンセンブシウに遍く飛行し御覽するに、まん／＼たる大海の上にして、一切衆生しつゝ仏性如来常住無遍(若)と立波の音あり、しやか(仏)此ことハりを能聞召て、扱へ(此波の流とゞまらんずる所)一ツの国となり、我教法を弘通する靈地たるべしと被(思召)し故、則此波の流レ行に随つて、十万里の蒼海をしのぎ来り見給ふに、かの波一葉の声の(海中)にうかめるにとゞまり、彼の声、はたして一ツの嶋となり、今の(比)叡山の麓大宮権現のはし(コヤヤク)なり。是に依て波止土濃とハ、波とゞまつてつちこまやかなりと書けり。其後人寿百歳の時、悉多太子ハ中天竺摩竭国の浄飯王宮に誕生し給ひ、御

年十九にて二月上の八日の夜半ニ二宮をのがれ出、雪山に身を(捨)もろ／＼の正覚をとげ、其以後数年をへて、此豊声原の中津(国)に來り見給ふに、其比ハ、鶉がやぶきあわせ(す)の尊の御代な(るに)、人いまだ仏法の名字をだにも不知。然共、此地ハ大日遍照の(神)国として、仏法東漸の靈地(た)るべけれバ、いづれの所にか応化利生の文の開くべしと、かなた此方(を)尋給ふに、此(比)叡山のふもと志賀の浦のほとりに老人の釣をたれて居たるを御覽じ、汝此所のあるじならバ、当山の我に得させよ、頓て仏法の靈地となさんと有を、其時漁翁答て曰、我人寿六千歳の昔より此他りを住家として、此湖水の七度迄桑原とへんぜしをも、正敷見たるに、只今爰に仏闍を立、殺生禁断となすならバ、すなごりする所有まじくと思し召、釈尊早く去つて、先他国におもとめあれとあら／＼との給ひたるハ、忝も今の白髭の明神にて候。是といふも、神といふも仏といふも皆水波のへだてにて、釈迦如来ハぼだいの道に引入給ひ、あまねく衆生を救ひ給はんとの(御)ほうべん也。又白髭の明神ハ、現世にてはもろ／＼の漁人のたすけ、来世にてハ業深有情推放不生、故食人中同證仏果の御心にて、一切のうろくずを救ひ給はんとの御けちゑんと承る。是は先当社の目出度子細、また雲の上人の御参詣の由申間、先あれハ参り、いかやう成御方ぞ、余所ながら見申そうずる。

是より常ノ末社ノ通り道行云テ、三段ノ舞アリ。謡加茂同断、出立も同事。「舞有。」

一切衆生悉仏性如来、常住无有变易。
業深有情推放不生、故食人中同證仏果。

善覚長者娘摩耶夫人

△師子橋王ノ御子——浄飯大王——悉達太子

白飯大王是ハ大王ニテハ無シ白飯王也

黒飯王 悉達太子ノ御后

甘露飯王 水光長者女——瞿夷女

移施長者女——ヤシユタラニヨ耶輸多羅女

積長者女——鹿野女

白髭大明神社。神代ヨリ鎮座。江州湖。宝永三年迄千九百九十三年。

九世戸 同断 (一ノ五)

か様に罷出たる者ハ、豊芦原北国浦の海中に住む鱗の精にて候。去程に丹後国九世渡の文珠は神代の古跡なれば、当今に仕へ給ふ臣下只今此所へ御参詣被成る。夫二付北国浦の中にも此丹州与座の海ハ、北風はげしく吹て、あらき波のとこしなへに立て、イザナギ・イザナミノ尊ハ是をツクトと御覽じて、龍神の心を取りて浪をしづめんニハ天竺五台山の一字文珠こそ三世の諸仏出世の父母なり。殊に龍宮の道師にておはしませば、龍神のたけき心もやハラギ、

波しづまらんと思し召、五台山の大聖文珠を初て請じ奉り、アノ嶋に座して御説法をのべ給ふに、龍神ハ不レ残依寄ててもんいたし、有海の大臣迄悉く仏果を得、か様に波風納る御代と罷成。されバ其時当嶋に千年住給ふ。かるが故に千歳の浦とハ申習。其後文珠此浦を立て海に入、あそこやこゝと居所を尋玉ふとき、イザナギ・イザナミノ尊、村雲の中より如意に乗て下り、向の嶋ハ天の浮橋を渡さんと思し召、如意をうしほに浮メ給ふに、龍神ハ寄て土を置、一夜に嶋となす。是に依て天の浮橋とハ名付く。其時雲霞おほひ、とこやミ脱如く成しを、帝釈天下り、火をともし給へバ、上界の天人ハ千代の姫小松を植られし時、はや夜ハ明て捨られし所を、則火置の浦とハ申習ス。かゝる目出度此嶋に、守護神なくてハと思し召、其時の龍神をか嶋に祝をかれ、今の橋立の明神是也。左有二依て、文珠ハいざなぎ・いざなみの御作被成、獅子をバ梵天帝釈の御作なり。其後左右の童子ハびしゆかつまのつくりし故、天神七代地神二代、おしおミの尊迄、取分ケ此嶋を守り給ふにより、則九世渡とハ名づけらる、か程たへなる神作の靈仏靈社なれば、今も御神木の松にハ天燈龍燈をそなへ給ふ。かやうの目出たき御事なれば、我等ごときの者もうたふて帰らふと存ル。

和布刈同意。

目出たかりける時とかや。

あら／＼目出度や／＼な、治る御代の印とて、波風しづ

かに成ぬれば、我等がやう成鱗迄も、頭れ出てうたいかなで、くゝて、本の海中に入にけり。

(以下五行分朱書。目錄にはなし。)

草 薙 (一ノ六)

ワキ喚出シ常ノ通り。又狂言ヨリカ、ル事モ有り。

是ハ熱田の門前に住者にて候。此間恵心僧都の御下向被_レ成、最勝王経をくうじ給ふ間、今日も参らばやと存ル只今参て候

大 社 (一ノ七)

ライヂヨ

か様に候者ハ、出雲の国大社に使へ申末社の神にて候。

先此秋津洲と申ハ、昔天地開闢の初メより神国成に、伊弉諾・伊弉册出世の後は神道弥々盛なれば、靈じん国々に跡をたれ給ひ、威光まぢく成とハ申せども、取分当社の御事ハ、忝も二柱の御神第四の御子にておハし升ニより、神の父母三十八社の御神を残らず勸請の靈地なれば、則大社と崇め奉り、毎年当月朔日寅の刻に日本の神々悉く当社へ御影向被_レ成、男女の縁を結び給ふ御事、誠に当社の御神徳也。夫ニ付是成柴を神守のしぼと申子細ハ、此柴へ神々駒をはなち給ふゆへ、当月ハくだんの柴へ人間ハ牛馬をはなち不申候。左有に依て、他国にてハ陽月を神無月と申を、当所へ諸神あままなく集り給ふにより、当社にてハ神有月と申も

此子細にて候。是ハ当社の目出度いわれ、又当今とうぎんに使へ御申有臣下只今当社へ御参詣の由申間、まづあれへ参り、いか様成御方ぞ、少見申そふずる。誠に当社の御威光あらたにましますニより、はるく都より御参詣被_レ成る。此度御目にかゝらずば、中々見る事ハ成まい。

是より跡は加茂・嵐山同断。

厚板、水衣、袴くまり、官人頭巾、扇持、（登り罷か）面鼻引。

(以下貼紙。別筆か。)

大社御鎮座ヨリ宝永三年迄五百四十六年。

御神躰ハ大己貴尊、則大こく也。御宝物堂ノ御きづちと□□云ハくわなり。御宮はしやうでん作りと云。外ニハなきよし。毎年十月十一日より七日の内、御祭。いつく嶋よりし、さぬきのこんびらより猿使者、龍宮より（りか）やうじや使者。則大社の御札ヲ所々ゑくぼる御師などの様成成で江戸ニ旅宿、たか久喜大夫と云人被_レ申候。

絵 馬 (一ノ八)

シテ 厚板、狂言袴、リ、つぼ折、鬼頭巾、武悪面、

扇、腰帶、槌。

ツレ 厚板、袴くまり、腰帶、鬼頭巾、ぶあく。

槌ハシテ斗リ持がよし。

下りは有難や、くゝ、納る御代の印とて、蓬萊の嶋よりも、鬼こそ君の御威光に、数々の宝物を、いざや君にささげん、くゝ。

是ハ蓬萊の嶋の鬼で御座る。扱も大井の帝の臣下当国へ御下向ニ付、宝物を捧げんため是迄罷出た。シカク

イヤそなた達も是へ出さし升ハ定てミつぎ物をさゝげうと思ふておでやつたか ヲ、其事じや。先か様に納り目

出度御代なれば、調物を捧げふと存じて罷出た 夫ハ

一段の事じや。定てわごりよ達も聞たで有うが、此度の様子ハなにと目出度事でハないか 少しハ聞たれどもしかとハ知らぬ程に、委う語つてお聞しやれ 然らば語

て聞せう。扱も当今に使へ御申ある臣下、いせ大神宮元年籠被成折節、今夜ハ節分なれば、此所に絵馬のかゝる由被

聞召、則見物被成んと思し召内に、案のごとく絵馬がかゝりたるが、其絵馬にあし毛の駒と黒の駒と二疋かゝつたハ、

何と目出度事でハないか 誠に毎年一ツかゝるに、当年ハ二ツかゝるといふハ目出度事じや されバ其事じ

や。此二ツかゝる様子を聞バ、当年よりあめつちおだやかに民豊にして、五穀成就の絵馬じやげなが、なんぼう目出

度事でハないか 誠に当今の臣下御下向に幸いか様の目出度絵馬のかゝるハ、定て御感に思召有ふ 扱某

の思ふハ、か様の折柄我等如きの者も少しゆもんのとなへて、種々の珍らしい宝物を捧げたいと思ふが何と有ふぞ

是ハ一段とよかるふ。少しも早う上げさしませ 夫成バ、いざ是へ寄らしませ 心得た。先そなたがよ

かろう 兩人して一同に申そう

蓬萊の嶋成、く、鬼の持宝ハ、隠レミのに隠レ笠、打

出の小槌、諸行無常、く、ぐわつし国にぐわつたり、く。扱もく種々の宝物が出た。急いで上う程に、こちへおりやれ 心得た

江の嶋 (一ノ九)

是ハ相摸の国江の嶋の弁才天に使へ申嶋津鳥の精にて、我等も末社の神にて候。去程に当嶋と申奉るハ、欽明天皇の御宇十三年卯月十二日の戌の刻に、世間打霞十日斗りの内ハ日月も明らかならぬ所に、殊に此嶋の近辺を雲霞おゝひくらうして、時ならぬ時雨のごとくに大雨ふりしが、少しの晴間と覚しき折節、見れバ上にハ梵天帝釈、四大の天皇、上界の天人、下界の龍神・山神・夜叉・鬼神・雷いかづち迄諸々の神明仏陀の出現被成、とこやミのごとく成しが、大石を重あげ、岩をそば立、様々有りて同廿三日の午の刻にハ晴天と成し間、見れバ当嶋涌出仕るを、此浦の江になぞらへ江の嶋と申て、廻れバ三拾余町、高き事ハ数千余丈成。是へ弁才天の御影向被成し故、忝も福寿円満の靈地なれば、当嶋へ一度成とも參詣の輩ハ三千世界のうち無量福の宝をあたへ給はんとの御ちかひなり。しかのミならず、天仏の御利益深き事申もおろか成御事にておハしますぞ。夫をいかにと申に、武蔵相摸の間に深沢といふ水海に大蛇すんで、人を取事限りなし。殊に其ころハ龍悪さかん成しを、弁才天ハ衆生をいたわしく思召て、今より人を取やむに於てハ夫婦のかたらいを成べしと被仰れバ、おろちハ喜悅の思ひ

をなし、人を取事を止や、夫より国土の民豊成事も偏に弁才天の御めぐみの故也。然るに、かの大蛇ハ龍の口明神と祝ひ、天仏夫婦の御神にておはしますも、古しへの悪心を引かへ、善心と成給ひ、君を守護し国家を納め給ふ。左有に依て、只今当嶋へ勅使御下向のよし申間、如何様成御方ぞ、参つて見申さふずる

如レ常。

(改丁) あら／＼目出度や、／＼な、かゝる目出度折から成レバ、我等がよふ成恵鳥の精も、頭れ出て悦びいさミ、是迄成とて恵鳥の精ハ、これまで成とて嶋津鳥のせいハ、元の住家に帰りけり。

(改丁) 出／＼鶺鴒の徳を語り申さん、地神五代の、尊の産屋、我等が羽にて、吹もあわせぬ、其内に、尊ハ生れ、おはしませば、扱こそ鶺鴒がや、ふき合せずの、尊と申も、鶺鴒の羽のいとく、ふき合せずの、尊と申て、鶺鴒の羽のいとくぞ、目出度ける。

此語ハ道者の謡也。此謡をうとふ時ハ末社の通り、舞なし、謡斗り。鶺鴒の作り物をいたゞき出ル。或ハラの面ニテも吉。鶺鴒の作物に鶺鴒の面なれば猶よし。常の黒き頭巾の時、或ハ登りひげの面の時ハ謡加茂同断。

江の嶋高サ、仁右衛門方ニテハ数十丈。伝右衛門方ハ数千丈、又四十丈と有。

武蔵ト相模ノ間、藤沢ノアタリニ深沢ト云水海ニ大蛇住。五頭龍王といふ。五けん龍王トモ。神武よりすいにん迄ハ人不知。けいこう天王の御宇、大あくさかん也。

志賀 (一ノ十)

高砂同断。

所の者とハ誰にて渡り候ぞ。

此間ノ詞、何レも同断。

先当社志賀の明神と申奉るハ、大友黒主を祝ひ参らせたる由承る。去程に此志賀の都ハ、所から面白き名所にて候。其子細ハ先海近ふして、山又遠からず。他りにハ靈仏靈社いらかをならべ、元より志賀唐崎の一ツ松、詠メたへせぬ所なればとて、忝も天智天皇の御宇に都をうつし、か様に山ざくらを植れし所に、いつも春の花盛にハ峰も尾上も皆白妙にて、雪か花かとうたがはるれば、都人ハ申に及ず、東国北国のひな人の花見の舟の行こう有さま、是一入の詠メなれば、いにしへの哥人も作意を種々によまれたると申。さあるに依て、ひとゝせ帝も此所へ御幸なされたるを、大友の黒主ハ君を入奉らんとて御座を構へ待給ふ所に、いかゞ思召けん名所斗りを多いらん有て、其儘還幸被レ成んと有を、黒主ハ残り多く思ハれ一首の哥に、さゞ波やまなくも岸を洗ふめりなぎさ清くハ君留れかすと、か様に遊さるれ

ば、誠に哥の心を花と思召たるか、頓て立帰らせ給ひたる
と申。又鏡山いざ寄りて見てゆか、年経ぬる身へ老やし
ぬると、是ハ鏡山を詠メやりてよミ給ひたる哥と承り及び
候。其後黒主を此ところの神と祝ひ参らせたる由承へる。

然バ黒主をいかなる人ぞと申せば志賀の明神と答へ、又志
賀の明神の御本地を尋奉れば、大友の黒主と我等ごときの
者までも、か様に申上候。是ニ付数多子細の有とハ申せど、
先我等の存たるハ如レ此ニて候。

言語同断。奇特成事を承る者かな。左様の山^{やまが}賤此他りに
てハ覚へず候が、扱ハ我等の推量仕るへうたがう処もなき
大友の黒主、まれ人の御参詣を嬉敷思召顯れ出、声詞を御
替し被^レ成たるかと存る間、しばらく是に御逗留有、重ねて
奇特を御覽あれかしと存る。 近頃有難ふ候

のしめ、長上下、小サ刀、扇持。但翁付ハ素袍也。

狂言よりカ、ル詞

是ハ此傍りに住者にて候。今日ハ物淋しき折柄なれば、
志賀の明神へ参らばやと存る。

中ノセリフ

是ハ奇特成事を被^レ仰るゝ物哉。左様に何国共無老人と
若き男の山賤の躰にて薪を持、左様の御物語可^レ仕者、此
傍りにてハ不^レ覚候が、扱ハ我等の存るにハ、当今に仕へ

御申有臣下此所へ御下向を、当社明神ハ嬉敷思召、かりに
ま見へ声詞を御かハし被^レ成たるかと存る間、余りに不思
議成御事成バ、暫是に御逗留有り、重而奇特を御らんあれ
かしと存る。 近頃難^レ有候

上習のせりふ

言語同断の事を承り候物哉。誰有て左様の心有山賤ハ此
辺りにてハ不^レ覚候。是へうたがふ所もなき大伴の黒主、
まれ人の御参詣を嬉敷思召顯れ出、声詞を御替し被^レ成た
ると推量致ス。夫をいかにと申に、かの貫之が筆の跡にも、
大伴の黒主の哥のさまハ、薪をおへる山人の花の影に休め
るがごとしとあれば、此心にて御座有べきかと存る間、
今少是に御逗留被^レ成、重而奇特を御覽じ、其後御上洛あれ
かしと存ル。 何にても御用の事成、仰られうずる
心得申候

辛崎の松ハ葉一葉成ゆへに一ツ松と云也。一本有とい
ふ事ニあらず、葉の事也。

金札 (一ノ11)

出立末社同断。烏帽子、黒風折。

か様に候者を御存ない人ハ何者ぞと思し召れうずる。是
ハ伊勢大神宮に使へ申者にて候。去程に我朝ハ天地開闢よ
り神国なれば、霊神国々に地をしめ御座すとハ申せども、

中にも太神宮の御事ハ日本の主の御神なれば、毎年国々在々所々よりも、老若男女とも二内外の御神へあゆミをはこび被_レ申なれば、神前の賑ハしうまし升御事、凡ならびたる神も無御座候。左有二依つて我等も見聞ニ付ても、正直を第一と仕るゆへか、何事も思ふ様に御座る。されば夫二付、一昨夜ふしぎの御霊夢を蒙り候。其子細ハ此度天子へあらたなる御告の有りて、俄に山城の国伏見の里に帝より大宮造りを被_レ成るゝ間、拙者も急ぎあれへ参り、社頭の霊地を清め、則新宮の社人になれと太神宮より慥成御告にて候間、取物も取あへず是まで罷出た。急で参らふずる。程なふ伏見の里へ着いた。誠に神慮の有難さハ、あがめても猶あきたらぬ御事成ぞ。此伏見の里へ参りて承ハれば、今度大内へもあらた成御告のありて、則大宮づくり被_レ成んとて、只今勅使御下向のよし申間、某もあれへ参り、拙者にも告のありて是迄参りたる由申上う。扱勅使ハどこ元に御座るぞ。さればこそ是に御座るよ。あのいらかかならべたやうな中へ此躰でハ如何な。イヤ苦しからぬ事、たゞ参う。先御礼申候。某ハ伊勢太神宮に使へ申者にて候が、太神宮より我等迄あらたなる御告の御座候。其子細ハ急ぎ伏見の里へ参り、社壇を立新地を清め、則社人になれとの慥成御告にて御座候ゆへ、勢州よりはるゝ参りて候が、社だんをたて新地を清め申さうずるが、何と仕うずる

畏て候

夫日本ハ天地開きはじまりしより天照おゝん神の国なれば、爰に勸請奉るに、俄の事なれば、庭の砂を散米とし、扇を幣はくと定め、よき方に向ひ祝詞を参らする、きんじやうさんぐ再_ご拜_かく。

あそこにもさいはい、爰にもさいはい、再拜_ごく_かと、申納めて帰りけり。

松尾 (二ノ一)

脇能間
 ○ ○ ○ ○ ○
 雨 放 伏 浦 松
 生
 月 川 見 嶋 尾

か様に罷出たるものハ、松尾の大明神に仕へ申末社の神にて御座候。去程ニ我朝日域は、小国なれ共神国にて、諸神国々に跡をたれ、霊神四方に御座すとは申せども、中にも此松尾の明神と申奉るは、秦の都理大宝元年に始て当社を御建立有り、忝も大雷の神にて、靈驗無雙の神明なれば、御祭礼ハ貞観年中に始り、四月上の申の日執行、近里遠浦のわかちもなく、毎日毎夜老若男女ともに、歩ミを運ぶ衆生数限りなけれバ、神前の賑ハしう座す御事、凡並びたる神も御座なく候。誠に神慮は崇めても倦たらぬ御事なるを、和光同塵の御垣の内には、年を迎へて般若の真文を講じ、利生方便の社の前には、日を追て慮在の雲天を仰ぐ。神明の納受猜ひなし。撰取の願望成就(の)円満の靈地なれば、

二四

○ ○ ○ ○ ○
 皇 蟻 輪 富 孫
 士 思
 帝 通 蔵 山 邈

社内山林の草木を動す風までも、取わき長閑に見ゆる松尾の、千年の秋も所から、峰の紅葉や染ぬらん。然れバいにしへ一條の院、始て当社へ行幸なされ、宝祚長久の御念誦ありしに、其時源兼隆の歌に、千盤破松の尾山のかげ見れば、けふぞ千とせの始めなりけりと、か様に詠じ玉ひ、それより代々の帝、いよ／＼渴仰の御神にて御座候。是ハ当社が目出度子細、又当今の臣下只今御参詣のよし申間、拙者はあれへ参り、いか様なる御方ぞ少見申さふずる
 加茂同意舞アリ。

(以下、朱書。)

○ふとしき立テ大山听神ヲ祝ひ奉り、則加茂日吉当社何も一躰分神にて○

千早振松の尾の影見ればけふぞ千年の始なりける
後拾遺神祇 源兼澄哥

大山唯神○神道家ニハ大己貴ノ変化也ト申。大宝元年秦ノ都理始テ此社ヲ建テリ、日吉三輪松尾皆同体ノ神也。延喜式(料紙切斷により判読不能)□□神名帳□山城国葛野郡松尾神社ニ座ト有リ。
○貞観年大宝始テ神殿ヲ建立シケルカヤ。
大山唯神ノ御事○御鎮座ヨリ宝永三年迄千六年。

浦嶋 (二ノ二)

か様に候者ハ丹州水の江の浦に跡をたれ給ふ浦嶋の明神よに仕へ申末社の神にて候。去程に当社と申奉るハ、当国与謝の郡に浦嶋太郎と申人、毎日あの嶋先にて釣をたれ給ひしが、有時海中より頭ニは青玉をいたゞき、甲にハ五色の文を顯ハしたる大成亀を沓ツ釣り上たるを、亀ハ万歳をふると聞ば、我等も夫にあやかり、所も繁昌致すよふに守れと、又元の海にはなち、我が家に帰る所に、何国共無姫彦人来り、太郎を呼出し、此方へ御出あれとて先へ案内者して、いざなわれ、海に入ば、種々色々にもてなし、日夜朝暮のゆふらん心詞も及びがたく、さながら雲の上人のごとくに渴仰かつじやうし、蓬萊山に一七日逗留にて帰らんといへば、彼浦嶋に玉手箱をあたへ、かまへて此箱明給ふたと堅くせいでして、太郎ハ送られ古郷へ帰り見るに、人の有様家の躰まで、富貴繁昌いたす間、いにしへ住たるあたりと覺しき

所にて立寄、我が身の事を余所の様に尋ければ、其浦嶋太郎ハしらぬ女にいざなわれ、七百年先に行方知れず成給ふといふを聞、名乗りて子孫に逢たる故に、七世の孫に逢トハ此事にて候。其後かの玉手箱を床しく思ひあけて見れば、七百年のしわをたゞみつるを巻込入置に依て、太郎ハ俄ニ白髪の老人と成により、浦嶋が玉手箱あけてくやしきトハ此事なり。かゝるゆへに浦嶋明神と祝れ給へど、戸びらをもあくる事なく、神楽も庭火も宵斗りにて、惣じてあくる事をいミ申も、此子細にて候。先是ハ当社の目度度子細、又亀山の院に仕へ御申有臣下、是へ御参詣のよし申間参て見申さふ

跡加茂末社同断、三段舞有り。

伏見 (二ノ三)

ヘワキツレ呼出シ、高砂同断。去程に伏見明神と申ハ、忝も伊勢太神宮の御誓ちかひとして、伊勢国阿古屋浦あこやにしてハ天津太玉あまつたまの神とあがめ、此所に跡をたれ給ひ、王城を守らんとこの御事にて、二十一年に一度づゝ宮作りし給ふ。惣じて伏見といふハ、日本の惣名にて候。昔しいざなぎ・いざなみの尊、天の岩倉の苔庭にて見出し給ふ国成に依て、伏見と名付給ふ。当所を伏見の里と申ハ、当社明神、此所にて伏見里を守らんとこの御誓にて住給へバ、其子細により伏見里とハ申習す。又御宮作りの時分、天より金札、御殿の上へふり下る。是も当社の御神徳

にて御座候。其外伏見の翁といふニ付、様々子細有とハ申せども、先我等の存たるハ如レ此に候。

是ハ奇特成事を被レ仰るゝ物かな。左様にいづくともなく老人の来り、伏見の子細可レ語者此傍りにてハ不レ覚候が、扱ハ我等の推量致ハ、天津太玉の神にて御座あらふずる間、余りに不思議成御事なれば、いよ／＼心中に御祈念被レ成、重て誠の神姿を御覽あれかしと存る。

御用之事も候ハ被レ仰候へ 心得申候

放生川 (二ノ四)

ワキ呼出シ

山下の者とハ誰にて渡り候ぞ

常のごとく

去程に此秋津洲と申ハ、天地開闢の初より神国なれば、靈神国々に跡をたれ、数多御座とハ申せ共、忝も此八幡大菩薩と申奉るハ、皇后の胎内にて、はや三韓さんかんを御したがへ被レ成、則弓矢の守護神にて天下泰平国土安穩あんゑんに守り給ふにより、君臣共にかつがふ被レ成、ていとふの鼓の音、諷々の鈴の聲、誠に昼夜のわかちもなく、神前の一入脈ハ敷御座す御事、又と並びたる神も無御座候。左有に依て、当社におゐて毎年七十余度の御神事おハします。中にも今月今日の御神拜を放生会の御祭と申子細ハ、神宮皇后異国退治の御時、我朝の神々をかたらい御申被レ成、長門の国豊浦とよらの郡

にましまし、舟木山に分入、楠老本にて舟を四十八艘御作被レ成、九州松浦の湊に浮め給ふ。猶も計略の其為ニ異国調伏の法を取行ハセ、皇后ハ四王寺の峰に御上り被レ成、様々の御祈念有つて夫より御出船有るに、兼てより龍宮界への御契約なれば、干珠満珠と申て塩の満干の玉をかり持向ひ給ふ所に、異国のゑびすハ雲霞のごとく、数千艘の舟のり、おめきさけんで責来るを、なんぼう不思議成事の候ぞ、一艘の舟に被レ召たる御神ハ、早余の舟にハ御座有間敷事成が、何レもの船にも同じ神の乗りうつり給ひ、神力を以て御合戦有に、頓て皇后の御計ひとして、先干珠を海に入給へば、千里の外迄の白浜の如くに成し故、夷ハ悦びかつにのつて利剣を引さげ／＼白浜に打立、神々の御舟を中に取込メ、火水に成れと責ける時、又満珠を海に入給へば、千里の白浜俄に汐さし滿れば、ゑびす共ハ舟ニ乗べき隙なくして、皆々うしほにむせび亡し間、頓て都へ歸掃朝あり、末世の今に至る迄、か様に国土豊成御事も、ひとへに当社の御神徳にて御座候。然ルに此御神の胎内にて、鬼性の者を多く失ひ給ふ故、善根の御為に、か様に放生会の願ひを興し給ひ、今月今日の御神事ハ生ルを放つ祭りなるに依て、則放生会共云、又放生川と申も此子細にて候。当社ニ付、色々子細有りとハ申せども、先我等の承りたるハ如レ此ニ候。

是ハ奇特成事を被レ仰るゝ物かな。左様にいづく共なく老人と若キ男の罷出、当社の子細委敷可レ語者、此傍りにてハ

不_レ覚候。是ハ我等の存るハ、旁ハ鹿嶋よりはる_レ御参詣たるを、当社の一の末社武内神、人間と現じ、こえ詞を御替し被_レ成たるかと存る間、弥神前ニおゐて御祈念被_レ成、誠の神の姿を御覽あれかしと存る

金春流ハ中入雷序。

大藏間鱗ニテ、か様に候者ハ放生川の鱗の精にて候

金剛流ニテハ、語間の由。昔ハ金春流も語間のよし。

春藤流ニセリフ無よしニテ、替間ハ鱗間云よし。

雨 月 (二ノ五)

中入シテトツレ楽屋へ入、作り物もはいると狂言雷ジヨニテ出ル。

か様に候者ハ摂州津守の浦住吉大明神に使へ申末社の神にて御座候。去程に靈神数多御座候中ニも、当社のお事ハ君をうやまひ国家を守護し、殊に和哥の道を守り給ふニより、此度嵯峨の奥に住給ふ西行法師、宿願の子細ありて当社へさん籠有んとあるを、明神ハ悦び老人夫婦と御身を現じ、則釣殿の辺へ御出有、雨月の二ツをあらそう躰にて、祖父ハ板家に雨の当るを面白き迎我家の屋根をいかにもうすき板にて一方ふく。又姥ハ何も月をのミてうあいするよしにて、態とのきをバふかで置けるを、西行ハ立寄御覽じ、一夜の宿をかり度と宣うが、かの有さまを見てふしん被_レ成しを、老父答て被_レ仰る_レ様、イヤわれハ雨露の恩をたへが

たく思ひ雨を乞う。老女はいつも四季共に月にめで、面白きとて一方の家根をふかすにおいて、則賤がふせやをふきぞ煩ふといふ下の句ニして、此上の句をつがせ給ハ、御宿をバおしがらじといふを、西行ハさすが名を得し哥人なれば、月ハもれ雨ハたまれと兎に角にと遊バし座に付かせ給ふにより、元より大明神は和哥の道を守り、則この人界に住の江の松もろともに千歳の齡をたまたせんとの御事也。か程目出度御悦びの折から成バ、神慮ハきねが首に宿りうつりまし_レて、いよ_レ旅人の心を慰め給はんとの御事なり。相かまへて、その分心得候へ_レ

脇能の時ハ加茂同断ニ和哥上ゲ、三段舞・謡同事。但シ末ノ能の時ハふれにして吉。其時ハ、面モはな引よし。竹杖をつく。

脇能ノ時触ニモスル。また道行して三段舞有リ。謡加茂同前也。出立同じ事。舞無バ面鼻引。旅人ヲ慰申さんとの御事なれば、先あれへ行、いか様成人ぞ、よそながら見申そうずる。先急いで参う。誠ニさがの奥よりは迄はる_レのろうにて候が、大饒成御事で御座る。去ながらどこ元に御座るぞ

道明寺同断。

さすが西行程有ぞ。何ぞ一曲致そうずると申たれば、能らふと思召やら、ほつくり_レとうなづかせられた

和哥謡加茂同断。替哥も有よし。

孫思邈 (二ノ六)

鱗出立、末社同断。面ハウソ。

か様に候者ハ唐土水ふの主夫君に仕へ申鱗の精にて候。

扱も天下泰平国土豊成御代なるに依て、吹風枝をならさず、民戸差をさゝぬ御代成バ、我等ごときの者迄も豊に住居仕候。夫ニ付我等の是へ出る事別の義にあらず。此程夫君の若子谷水のあたりへ遊山にいであられし所に、童べども是を見付色々なぶり既ニ命あやうき所に、そんしづくといふ仙人通り合セ、種々被仰御もらい被成んと有ども終にはなさず。其時仙人美しき物を取らせ給へバ、わらんべ共則あたへ申。その時種々の薬を用ひ京中へはなち給へバ、御子ハそのまゝ帰り給ひ、此由かくと夫君に御申あれバ、夫君斜ならず悦び給ひ、則仙人を此所へ請じ御申、色々御もてなし被成る事限りなし。夫ニ付て、我等の様なる者も罷出、仙人を慰め申せとの御事成により是迄罷いでた。先急で参らふず。扱どこ元に御座るぞ知らぬ事じや。さればこそ是に御座る

先御礼申候。いつぞや夫君の若子、すでに命もあやうき所に、御あわれミにより命助り申、返すくも忝御座候。夫ニ付我等躰の者にも罷いで、みやづかへいたせと有により是迄罷出た。御用の候ハ仰付られうずる。又御逗留の内、何の御慰もなふてハ如何な。面白うハ無御座候候ども、何ぞ一曲かなでふずるか

和布刈同意。

富士山 (二ノ七)

か様ニ候者ハ浅間大権現ニ仕へ申末社の神にて御座候。

去程に我等の是へ出る事別の義にあらず。先此富士山と申ハ、人皇六代孝安天皇九十二年六月の頃一夜の間に涌出して、月氏七道の大山天竺より飛来るゆへ、則新山共名付申頂上ハ八葉にして万水を湛へ、誠に西天唐土扶桑にもならびなき名山にて候。然ば昔し唐土より方士と申者此山に至り、不老不死の薬りをもとめしれいに任せ、今また聖明王の士卒此土へ渡り、則富士山に尋入給ふ所に、大菩薩つは仮りに頭れ、当山の妙成子細、又不死の薬にて富士の煙の立しいわれ、くわしく御物語り被成候。扱又当山の薬りをぶくする輩ハ、寿命長穩成事うたがひなく、猶も権現かぐや〔姫御〕すがたを頭ハし、不死の薬りを唐土の勅使へあたへ御申有べきとの御事なれば、其間に我等ごときの者も罷出、何ぞ一曲仕れと御申有に付、取物も取あへず是迄罷出た。先あれへ参り、いか様成御方ぞ見申さふずる

跡常の末社の通り。三段舞同断。

輪藏 ヲシエ (別紙一丁を混綴した裏面。別筆。)

ワキ出、シテ柱ノ先へ出ルト、其まゝ狂言出テ狂言座ニイル。ワキ案内乞、一ノ松へ立テ、誰にて渡り候ぞ 安キ間の事おがませ申そふずる間、夫ニしばらく御待候へ ト云テ、戸アラケル。さら／＼

ト云テワキ方ミテ 御戸ヲ開申て候。心靜に御おがみ候へ

輪 藏 (二ノ八)

厚板、側次、袴ク、リ、扇、頭巾、腰帶。

か様に候者ハ当社に使へ申神職の者にて候。去程に我等の是へ出る事余の義にあらず。唐土よりも釈迦一代經日本に渡り、この北野の輪藏に納り申を、筑前の国宰府の人に御座候が、おさなき時より五戒をやぶらず貴き人にて御被_レ成候。さる程に一代經ハ、阿難かせふ出世の羅漢迄も五百四十八貫四百五十億三まん千五百の御經を唐土より我朝へ渡し、王城の北野の輪藏に納め給ふを、火の天頭_{まゝあらハ}れ、貴き志をかんに給ひ、神通方便にて一夜に拝せ申そうする、然らば上人も彌衆生をさいどし給へ、我も姿をあらため行道の利益を成んといふもあへず、其まゝ暮に失給ふ。か程あらた成ル御事なれば、皆々も罷出拜_ミ給へ。相かまへて其分心得候へく

蟻 通 (二ノ九)

(目録のみ。内題・本文なし。)

皇 帝 (二ノ十)

抑是ハ唐の玄宗皇帝に仕へ奉る官人にて候。扱も此君賢王におわしますにより、吹風杖をならさず、民戸指をさく

ぬ御代にて候。左あるに依て三千人の后を御てふあい被_レ成中にも、第一の楊貴妃此ほど御のふ不_レ斜候間、今日ハ此殿へ御幸被_レ成、貴妃の様躰を御覽可_レ有との御事なれば、百官卿相に至る迄、相構へてその分心得候へく

初メ作り物出ルト、直ニ出。口明ケ之触なり。

脇能間

三十一

○ ○ ○ ○ ○
玉 草 箱 淡 佐
津 保
嶋 薙 崎 路 山

○ ○ ○ ○ ○
御 巖 神 吉 玉
裳 有 嶋
濯 島 月 野 川

佐保山 (三ノ一)

去程に此佐保山と申^へ春日山北の藤波におひて山簷^{そび}へたる有様ハ、さながら篙^{さお}を渡せる如くなればとて、則篙山とは申習す。惣じて四季をつかさどらせ玉ふ御神ハ、夏ハいつたのひめ、秋ハ紅^葉〔色〕にめで玉ふにより、当国龍田の明神〔を〕^へあがめ奉る、冬ハ春日大明神、春は則此篙山の明神、此御神い^れつも四季をつかさどらせ玉ふにより、天下太平国土安穩に納る事も、偏へニ当社の御神徳なるよし申。又篙山におひてかすみの絹とは、目出度絹^かをさらし玉ふを、貴人の御目にはあきらかに見へ申により、其折ふし我等如きものも出て見申に、雲かと思へばかすみ、又は霞かと思へば霧の如くたなびき候。左様の事むかしよりためしのあ^るれ^ば或歌^{うた}に、たちぬはぬ衣^{きヌ}きし人はなきものを何山ひめぬ

のさらすらんと、か様の歌にもあるげに候。又あれなる川を篙川と申ハあの川にて衣をすゞぎ、篙山におひてさらし玉ふと承る。夫のみならず、神慮^{しんりょ}〔程〕あがめても倦たらぬ事^{こと}〔御座なく候ぞ〕、篙山にて千袖と然れば、^{本ノマ、}みか〔き〕のお山にて万歳とこたへ、篙川の絶へぬ流れと諸共に、国土安全に守り玉ふずるとの御神託と承る。先我らの存じたるハ如^く此二候

言語同断奇特なる事を仰らるゝ物哉。扱ハかたゝの御参詣を、神ハ一しほ嬉しく思し召、篙〔山〕の明神かりに女と現じ声詞を御かハしなされたるかと存ル間、余りに不思議なる御事なれば、暫く是に御座候て、かさねて誠の神姿を御拝ミあれかしと存ル

淡路

樺葉トモ言

(三ノ二)

(曲名内題前に、朱で三行書き。)

所の者とハ誰にて渡り候ぞ

心得申候

此所の者のお尋ハ如何様成御用にて候ぞ

去程に此秋津洲と申ハ天地開闢の古へ、則天神七代のはじめ国常立の尊是なり。然るヲすびちの尊にて、男女のかたち有るとハいへど、未だ婚合の義さらになかりしが、伊弉諾・伊冊の尊天の浮橋の上にして、此下に国なからんやと思し召、天の「と」ほこをおろし下界をかきさぐり玉へど、国なけれバ銚を引上げ玉ひけるに、我朝の出来すべき前表にてや有らん、大海の波間に大日といふ文字の浮めるが、其文字の上にはこのしたより落とさまり、国となりし故、扱こそ大日本国とは名付申。次に菟ツの国をうみ玉ふに、此国余りちいさき御国なるに依て淡路国とは名付座す。其後宮作りなされんと思し召せど、芦原生茂り所もなかりしを、其声をとことく引捨玉ふに、此声をし所ハ山となり引たる路ハ川となりたるよし承る。されバ淡路は国の始めなる故、此所に宮宮を御作りなされ、伊弉諾・伊弉冊の男神女神の住玉ひ、一女三男をまうけ玉ふ。さあるに依て、忝も当社ハ諸神の父母にて座せば、陰陽夫婦の御神とも又ハ五行の神とも、渴仰申ハ此子細にて候。惣じて当社の〔御

事に付、さまぐの〕^{御ジシビ}神祕有げ二候へども、神慮の御事なれば我らの如くのものハ委敷ハ存じも致さず候。先我らの存たるハかくの如くに候。

(以下、朱筆。)

言語同断奇特成事を仰るゝ物哉。扱ハ我等の推量致ハ、是迄の御参詣を神ハ嬉敷思召、二柱の御神権りに顕れ出給ひ、神祕を委御物語被成爲かと存間、余りに新成御事なれば、暫く是に御逗留被成、猶々神前二於て御祈念被成、重而奇特を御覽あれかしと存ル

箱崎

ヨヒダシ

(三ノ三)

先当浦におひて箱崎の松と申子細ハ、むかし神功皇后異国退治の御為に、九州四王寺の峰に昇らせ玉ひ、去ル靈木の枝に金の鈴を結び付、七日七夜御祈禱有り、此浦に於て戒定恵の三字の妙文を、則金の箱に入玉ひ、此松の下に埋み玉ふに依て、扱こそ箱崎の松とは申す。さあるに依て、此所にて松吹風なれば風、磯うつ波なれば波と存じ候へバ、貴き人の御耳には松風も波の音にたぐへて、四徳波羅密ノとひぶくとうけたまハリ及び候。頓て御出舟有てい国へ打立玉ひ、彼土に押渡り夷をとことく御亡しなされ、御弓のはずにて岩窟にい国のゑびす〔を〕日本ハの犬なりと遊し帰らせ玉ふに、かのゑびすとも無念に存じ、其字を削り

候へば、其下猶あざやかに文字のすがた見へ候事、弥天下泰平国土安穩の瑞想にて御座候。是に付、さま／＼子細うげに候へども、先我らの承り及びたるハかくの如くに候。

(以下、朱筆の綴じ込み書付一枚。)

言語同断奇特成事を被仰るゝ物哉。扱ハ旁遙ばる当社え御参詣有に、誰有て罷出、箱崎の松の謂委御物語申者有問敷思召、当社の御神かりに人間と現じ、委御雑談被成たると推量致候。余りに不思議成御事なれば、今宵ハ是ニ御参籠〔被成〕有り、神前に於て私無御祈念被成、重て誠の神姿を御覧〔あれかしと〕じ、其後都へ御登りあれかしと存ル

お尤に候

草 薙 (三ノ四)

去程に当社と申奉るハ、人皇拾貳代景行天皇第二の皇子をバ御名を日本武の尊と申せしが、成高御心も猛く剛力に御座せば、所々ニおひてほまれを立玉ひたると申。然るに景行四拾年の比東夷起つて静ならねば、則御追伐の為に此尊を遣さる。先伊勢大神宮へ御社参ありてヤウラ姫の尊を以テ、崇神天皇の御〔守り〕に籠置し天の村雲の剣を申請、夫より東国へ御下向なされしに、尾張国松子の島へ御着あり、源大夫と申人の所に旅宿〔を〕なされけるに、岩戸姫とて眉目かたちよかりける姫の有しを、尊御心を移され、一

夜の御契り深くして互ひに御心浅からざれども、御立なされ、駿河国富士の裾のに到り玉ふに、夷敵十番余騎とは申せども、何レも鉾をかたづけ降参申間、ゆるし置るゝ折ふし、比ハ陽月の事なれば、其国の〔凶〕徒等申上るは、此野に鹿多く御座候。獵して慰め申べきとあれバ、尊ハいろ付木々に詠め入、四方の気色を叡らんある所を、夷ハ尊の中に取こめ奉り、四方の枯野に火をかくる故、風烈しくして燈しきりにもえあがり、野火も鬼神も攻近づきければ、既に御命も危く見へ玉ふ所に、尊〔に〕ハ剣をとらせ玉ひ、四方の草木をなぎ玉へば、ほのをたちまち吹かへし、夷こと／＼く亡び申。夫より草薙の剣とハ名付玉ふ。又火石水石の不思議も御座ありげに候。尊ハ猶奥へ御下向なされ、国々の凶徒ら所々の悪神を御鎮め有り、同じく五拾三年に尾張国熱田宮姫御所〔有〕に御帰りなされ、夫より都へ御上洛有しが、去子細うて路次より御脳と成らせ玉ふが、終にハ白鳥と成つて南方へ飛去り、後にハ正しく神明と現じ、忝も熱田大明神と顕れ御座す。因岩戸姫も神と成、又源大夫夫婦ハ、東海道の守護神成玉ふ。惣じて此所を熱田と名付し事、草薙の剣よりおこりたる名にて候。先当社の〔子細はかくの〕如くに候

(以下、朱筆の綴じ込み書付一枚。)

言語同断奇特成事を被仰るゝ物哉。扱ハ我等の存ル

にハ、当社明神にて御座有らふずると推量致候。夫をいかにと申に、天下泰平に治り目出度折柄節(マツ)なれば、明神かりに顕出給ひ、目出度子細を委御物語有たると存ル間、余りに新成御事なれば、弥御祈念被_レ成、重て奇特を御覧なれかしと存ル

左有らば我等ハ御暇申候

是ハ奇特成事ヲ仰ラル、物哉。扱_レはうたがふ所もなき日本武の尊、橘姫顕出、御言葉を替されたるかと推量いたす。弥おこたりなく御経をも御読誦被_レ成、重而奇特を御覧あれかしと存ル

熱田社鎮座ヨリ宝永三年迄千五百七拾八年。

玉津嶋 (三ノ五)

先此御神と申奉るハ、二又の大君第九の御息女衣通姫を勧請仕候。然るに衣通姫とは申子細ハ、御身の光り妙なる故、十二ひとへをとふすに依て、衣通姫とは申たる。げにもかるがゆへに、文字にもころもをとふすと書など承る。去程ニ、此君和哥の道「を」にふけり玉ひ、末の代までも鋪嶋の道を守り玉はん其為に、則此和歌の浦に跡をたれ、住吉大明神と御心をひとつにして玉津嶋の明神と顕れ御座し、和哥の両神にて御座すにより、あまねく渴仰仕候も、此子細にて有るげに候。惣じて此敷嶋の道は歌を以て其ことは

りをのぶるなれば、天地を動し鬼神も納受し、夫婦男女の中立(マツ)、皆是和哥の徳なる由申。夫に付、古き詞にも、松の葉のちりうせず浜のまさごの数はつくるとも、よむ言の葉ハつきすまじひとの御事に候。さあるに依て、敷嶋の道をたしなみ玉ふ御方は、いづれも住吉玉津嶋に歩_ミを運び、哥の道を祈り玉ふは此子細にて候。先我らの存たるハかくの如くに候。

玉嶋川 (三ノ六)

去程に神功皇后はい国退治の御為に、諏訪住吉を始め奉り、日本の諸神を御集めなされ、則此四王寺の峰に御上り有て、さまざまの御祈念あつて、是よりあの玉嶋川へ御下りなされ、御髪を二ツにわけてすゝがせ玉ひ、御清め有しに、何くともしらず童女式人來つて、皇后の御髪をたがひにすゝぎ申間、皇后ふしぎに思し召、いか成ものぞとお尋あれバ、老人は龍神「神」と答ふ、今老人は水神女とこたへ、虚空に失たまふ。龍神女と御申ありたるハ安芸の嚴島の明神にて御座候。又水神女と仰られしハ筑前国宗像大明神にて御座す。皇后はありがたく頼母しく思し召、猶も吉慶を御覧ぜん為、玉嶋川にて金の針をもち釣玉ふに、なんぼろ不思議なる御事の候なるぞ、五色の鮎を釣上げ玉ふ。扱_レはいよゝめでたき御吉事とて、御信感斜ならず候。さあるに依てそれより玉嶋川の鮎は、口の縁金色成よし申伝へ候。先我らの存じたるハかくの如くに候。

吉野 (三ノ七)

当山におゐていわれさまへ御座候。先御山は天竺五台山坤の方破来つて、中に「も」て武ツに成り、ひとつハ常陸国筑波と成らせ玉ふ。今尙方ハ当山と成玉ふ。か程妙なる名山に守護神なくてハと思し召、役の行者来り玉ひ、天に向て御祈禱あれバ地藏耒降玉ふ。是ハ殊勝第一に御座候へども余りにやくへんに御座せば、此山の守護神には似合申さずとて、川上の地藏と申て殊の外厳仏者にて御座候。其後御祈念候得ば、十五童子をさきとして弁財天部出現有るを、是も福「神」天にてハ御入あれと女耒にて御座候間、当山の守護神には叶ふ間敷とて天の川へ送り奉り、今に天の川の弁才天とて、人々御信仰にて候。かさねて肝膽を碎き祈り玉へバ、権現顕れ御座す。是ハ最前のに引替、けはしく御座候間、当山の守護神と定め置れ候。又むかし清見原の天皇、大友の皇子に襲れ此山を頼み御下向あり。二度都へ還幸あるべき為に天に御祈禱なされ、いろくの秘曲をつくし玉ふ中に、天皇は琴の御上首にて月明々と明らかなる夜半に色いろの様々の曲を奏し玉へバ、上界の天人花の梢にして、一度ならず二度ならず五度袖を返し舞玉ふ。かゝる奇瑞のしるしにや、程なく君も還幸なされ愛度御代とまかりなる。夫より此舞を五節の舞と名付申、今に禁中におひて四季の節会の舞と申て此御代より始り申候。又木守の明神と「名付く」申ハ、御子三十八社の守りをし玉ふ故、

子守の明神と付く。勝手の御前と申ハい国度々の軍に勝せ玉ふに依て、勝手の御前とは崇め申候。先我らの存じたるハかくの如くに候。

神有月 (三ノ八)

抑是ハ当社大明神に仕へ申末社の神にて御座候。去程に我らの此所へ出る事余の儀にあらず。先我朝は天地開闢より神国なれバ靈神国々に跡たれ、威光遍々なりとは申しながら、中にも当社と申奉るは別て難き有御事にて候ぞ。其子細は神の父母三十八社の御神を残らず勧請申に依て、則大社と名付申。又五人の王子と申ハ第壹ハあじかの大明神と顕れ玉ふ。山王権現是なり。第二はみなとの大明神と現ぜらる。第三はいなさのはやたまの神、常陸鹿嶋の大明神と渴仰仕候。扱第四はとやの大明神、信濃国諏訪の大明神と御一耒なり。第五は出雲の□□の明神、今の伊豫の三嶋の大明神と顕れ玉ふ故、吹風枝をならさず、民戸指をさゝぬ、誠に目出度御代にて候。然れバ何国いかなる国にも十月をバ神無月と申せども、此所にてハ神有月と申子細ハ、諸国の神々当「国」月朔日の□□の刻に悉く御影向なされて、男女夫婦のかたらひ縁を結び置玉ふ。左あるに依て、此所にてハ、神有月と申も此子細にて候。又あれに見へたる海道は上道下道中道とて道多く御座候が、去子細有てあの上道を当月ハ通り申さず候。また此柴を神守の柴と申は、是へ神々駒をはなち玉ふゆへ、人間は当月は牛馬を放ち申さ

ず候。是ハ当社が目出度子細、又此所へ当今の臣下御参詣の由申間、先あれへ参り、いか様なる御方ぞ、ちと見申さふずる

加茂同意舞アリ。

巖 島 (三ノ九)

抑是ハ此海中に年久しく住の仕鱗の精にて候。去程に我らの是へ出る事別の儀にあらず。先当国此安芸のいつくしまの大明神と申奉るは、娑喝羅龍王第三の姫宮にて御座候。さあるに依て、此海辺に大宮造仕玉ふ。又当社をござんたう女と申子細へ、我ら如きの様なる鱗迄も不便に思し召され、三毒の苦しみに替り昼夜の差別もなく堪がたき苦しみを請玉ひ候が、誠にか様の御方便通じけるか、今は蛇鉢の形を變じ、卅式相の姿をさらし、則巖嶋の明神と現じ御申なされ、当国に跡をたれ玉ひ、諸神にいやまし別して利生あらたなる御神なれば、国々在々よりも老若ともに知るもしらぬもおしなべて参詣の人々中々貴賤群集仕る。是ハ当社が目出度子細、又爰に天上天下独尊如来の御使として此土に出世なさるゝ日蓮上人、唯今此所へ御参詣なされ、南無妙法蓮花經の妙軸を玉顯し宮中に御籠なされ、間、大明神は嬉しく思し召、忝くも仮に人間と現じ、法花大乘の微妙なる所、女神仏種の縁と成所、色々あり難き事を御物語有、其後宮中に入玉ふ。誠にか様の貴き上人御心中をいよゝゝ

はらさん為、誠の姿を頭ハし、重て妙なる御法を御のべ成さるべきとの御事に候。かよふの折ふし皆々も罷出、此上人を拜ミ申せとの御事也。相かまへて其分心得候へゝ

水衣、厚板、狂言袴、脚伴、腰帶、鱗頭巾、扇、面うそふき。

法花大乘微妙成所、女人成仏の縁となる所。謡本ニはげんたう女と有ル。

仁王拾四代推古天皇御宇癸丑十一月十二日

巖嶋大明神。天照太神御孫、沙竭羅龍王第三御娘。

御本地。太宮、大日・弥陀・普監・弥勒。中宮、十一面觀

世音。客人ノ宮、仏法守護多門天・釈迦・葉師・地藏。

巖嶋鎮座ヨリ宝永三年迄千八拾三年。

御 裳 濯 〔所の者と、誰にて〕 (三ノ十)

去程に内外の大御神に付目出度子細数多ありとハ申せども、中にも此流れを御裳濯川と名付し事へ、人皇十壹代垂仁天皇の皇女大和姫の尊と申奉るハ神女なるに依て、未だ御幼少の時より不思議の奇瑞さまゞ座して、忝くも御神鏡を御戴なされ、神の御鎮座によき所を尋ね御座候。国々在々所々を御めぐり有し〔に〕、或時当国へ御出なされ、二見ヶ浦より川路に付て御登りなされし時、皇女の御裳のす

そ汚れたるを此川にてすゞ玉(あらひと)ひたるに依て、則御裳濯川とハ申よし承り及び候。其頃は田作の翁(ニトモ)のゐたるを、神の御鎮座に然るべき所やあると御尋あれば、老翁畏て申様此河上に人間とも見へず、何共怪しきものゝゐたるが、彼ハ三拾八万歳の間此山を守護し奉るものにて候程に、我等案内者致さふずる連此川(を)へいざなひ申され、下津岩根を鋪て參らせられたると申。其時の田作の翁ハ今のおぎ玉(玉カ)の神にて御座有由承る。其折節此川を御通り有るにより、今ハ神路川とも申習す。御越なされたる所を神が瀬(トカ)崇め奉る。其刻あの山をさして御登りなされたる故(ニ)しるもしらぬも神路山と渴仰仕候。誠に神慮の有がたさハあがめても倦たらぬ御事なるぞ、あの神路山よりふり来る雨の音ハ、春の小田の田長の種をまくに少しもたがはず聞に依て、哥に千盤破神路の山の村雨は種ヲ蒔なる神の代の跡と古哥にも説れたる由申習す。惣じて風ハ一天を普く吹とハいへど、取分神路山より吹落す嵐に草木を吹靡け(ナ)る躰ハ、さながら秋(方)満作なる小田を田長のかり(お)く(ほ)た如く見ゆると申。か様(に)のありがたき神秘数々有りとハ申せども、神慮を恐れて御存知のかたゞも御語りなけれバ、委しき事ハ存も致さず候。先我等の存たるハかくの如くに候

(以下朱筆。)

言語同断きどく成事を被仰るゝ物哉。扱ハ我等の推

量致スハ、うたがふ所もなきおぎ(玉カ)の神(に)座有ふズル。余リニあらた成御事なれば、弥神前におひて御きねん被成、重て誠の神姿を御覧あれかしと存ル。

是ハ奇特成事を被仰るゝ物哉。「扱ハ我等の」左様に何国ともなく老人の罷出、当社の神秘委御物語致さうずる者此他りにてハ不覚候が、扱ハ我等の存ルハ、うたがふ所もなきおぎ玉の神、かりに人間と現じ声詞を御かわし被成たるかと存ル間、余りに新成御事なれば、弥神前ニおひて御祈念被成、重て奇特を御覧あれかしと存ル

伊勢国外宮、宝永三年迄千二百廿九年。

同内宮、千七百九拾二年。

佐保山 (三ノ一)

(以下朱書。内題とも七行分の書付。)

ワキ方ヨリ喚出ス事モ有リ。其時ハ常の脇能ノ通り、所の者とハ誰にて渡り候ぞ、と云。又時ニヨリ末の能ノ時ハ、狂言「袴」ヨリかゝりにもする。

是ハ和州南都に住者にて候。今日ハ物淋しき折柄なれば、佐保山のあたりへ罷出、心を慰ばやと存ル

御裳濯 (三ノ二)

所の者とハ誰にて渡り候ぞ

心得申し候

当所

の者のお尋はいか用成御用にて候ぞ

去程に内外の大神二付、目出度子細数多有とハ申せ共、
中にも此流れをみもすそ川と名付し事ハ仁王十一代推仁天
皇（皇女）の傍書、虫損により判読不能。の皇女大和姫の尊と申奉るハ神女なるにより、未御幼少
之時より不思議の奇瑞様々ましまして、忝も御神鏡しんきやうを御い
たゞき被_レ成、神の御鎮座に能所を尋まします。国々在々
を御廻り有しが、有時当国へ御出被_レ成、一見の浦より川
路に付て御登り被_レ成し時、皇女の御□□すそよこれたる
を、此川にてすゞぎ給ひたるニ仍て、則みもすそ川とは申習
す。其頃は田作の翁ノ居たるに、神の御鎮座に可_レ然処
や有と御尋有_レバ、老翁畏て申様、此川上ニ人間共見へず、
何共あや敷者の居たるが、彼は三拾八万歳ノ間此御山を守
護し奉り候程ニ、我等案内者致さふずるとて此川上に御幸
被_レ申、しづ岩（編カ）を□□て参らせられたると申。其時田作の
翁ハ菘玉の明神にて御座有由承る。其折節此川を御通り有
ニより、今ハ神路川と申習し、御越被_レ成たる所を神がせ
とあがめ奉る。其刻あの山を差て尋御登り被_レ成たる故に、
知も知らぬも神路山と渴仰仕候。誠に神慮ハあがめてもあ
がめたらぬ御事成ぞ、あの神路山よりふり下る雨の音は、
春の小田おだおさの種をまくニ少もたがわず聞ゆるにより、哥
に、千早ぶる神路の山の村雨ハ種をまくなる神代かみよの跡と、
古哥ニもよまれたると申候。惣て風ハ一天をあまねく吹と
はいへど、取分神路山より吹下す風フキカゼに草木を吹おろす躰ハ、

さながら秋満作成小田たぎさを田長のかり干たることく見ゆると
申。か様に難_レ有神秘数多有とハ申せ共、神慮を恐れて御
存知の方々にも御語りなければ、くわ敷事ハ存も不_レ致。
先我等の存たるハ如_レ斯にて候

是ハ奇特成事を仰らるゝ物哉。左様に老人の罷出、委く
御物語可_レ仕者ハ覚へず候が、扱_レハうたごう所もなきおぎ
玉の神にて御座有うする間、弥御信心なされ、重て誠の神
姿を御覽あれかしと存る

問之記

四十四

○ ○ ○ ○ ○
芦 俊 百 花 部

苜 寛 万 月 鄂

○ ○ ○ ○ ○
葵 春 盛 藤 弱

上 栄 久 栄 師

部 鄂 (四ノ一)

箔、ソバツギ、カヅラ、中啓、枕持出ル。

口明ケ作り物出テ、夫より台の上ニ枕ヲ置、シテ柱ノ先ニテ。

是ハ唐土^{モロコシ}かんだんの里に住者ニてさむらふ。童ハ部鄂の枕として奇特の有を持參らせてさむらふ。是ハ一年^{ひとせうせう}世仙の法をおこなひ給ふ旅人に御宿參らせて候へば、其おんせうに給わりて候。是にいつすいまだろめバ、越方^{こゑ}行末の事を見る枕なれば、若御所望の方あらバ此方へ御申候へや

ト太コ座ニ居。シテ橋がよりより案内云。シテ柱ノ先ニテ。又シテ柱より案内ヲ云事もあり。

案内とハ誰ニテ渡り候ぞ 詞なしか
いや旅人ニて候。先内へ御入あり、御腰を被レ召候へ

シテ舞台へ入、腰桶ヲ持テ出、腰かけさせ右の方へ廻り、少シ下りて云。

扱其ハ何国より何方へ御通り被レ成候ぞ (底本一行アキ) 夫ハ何の

為の御通りニて候ぞ (底本一行アキ) 左様の御方ならば童はかんだん

の枕として奇特の有を持參らせて候。是に一すいまだろめバ

越方^{こゑ}行末の事を見る枕^{マド}成バ、少御まどろミあれかしと存 (底本一行アキ)

栗の供御を調へ申そふずる (底本一行アキ) 夫成、バ其間にわらハム

腰桶を太コ座へ持行、元ノ所ニ居、シテ樂過て、ねむ

りの夢ハ覺にけり、ト云謡過と、直ニシテの枕元へ行

舞台ヲ扇ニテ三ツ程打テ、

いかに旅人おひるなり候へ

ト云テ太コ座ニ付。いかに旅人、と扇ニテ舞台を打がよし。

装束 箔、そばつぎ、後^ヲをはね、腰帯付ル。

かづら、元結紙にて結び。末広ニ而枕持そへ出ル。

花月 (四ノ二)

(底本三行アキ)

のしめ、長上下、小サ刀、扇。
誰にて渡り候ぞ (底本二行アキ) さん候、此所ニおゐていろ^{当寺か}く面

白き事の打続有時も候が、折節今ハ御座なく候。去ながら何をがな見せ申そふずる。いや思ひ出した。爰に花月と申て、かつしきの小うたをうとふて面白う御狂ひ有。是を呼出し、御目にかけて申そふずるか (底本改行) 左あらば、かう御通り候へ (底本二行アキ) いかにか花月、何迎けふハおそなわり給ふぞ。

とうく御出候へや

シテ出、うたひ有。天下に隠レなき花月と我を申なり、

ト云時出テ、

中く天下に隠れなき御方にて御座候。左あらばいつも
の小哥をうたひ申さうずる

^{ウタイ}ト扇ヲ開キ。シテハ狂言の肩か、腰へ手ヲかける。

越かたより、

地今の世迄も、たへせぬ物ハ、恋といへるくせもの、実
ニ恋ハ曲物かな、ミハさらく、くくさららに、恋こそ
ねられぬ。

ト狂言を突出す。其時片ひざ付、

蜂がさいた

又立テ、

いや爰な花ニハ目が有よ、イヤく目かと思ふたれば驚
じや 如何ニ申候。鶯が花ふミちらしまする、其弓で
遊バされいや

シテうたひ略

仏のいましめ給ひたる殺生戒をバ破るまじト云時立テ、
誠に殺生戒で御座つた物を、はたと失念致いた。さらば
いつもの地主の曲舞を御謡有うずる

ト狂言座ニ居ル。曲舞済て、ワキ父の左衛門家次よ、
見わすれて有か、ト云。其時立テ、

やアく方くハ御出家の身にて、いつ子を御持やつた
ぞ (底本一行アキ) 何と俗で有し時御失なやつた子じや。実と仰らる
れば、そふじや。瓜を二ツに割つた様ニ御座る。いかに花

月ニ申候。此程御あるき被^ナ成た山々を、念頃に御物語有、
その後かつこを打、連立て帰らせられいや

前ニ、恋といへる曲物、といふ時、シテの顔ヲ見テウ
ナツク事もあり。

観世流ハ狂言扇ヲ顔へ当ると、シテ謡出ス。但し目斗
り出し、扇を顔へあてる。百万ハかざす。狂言うたい
出ス事も有。又シテ謡出時ハ、いつもの小哥を御うた
い候へ、ト云。

小哥

越方より、今の世迄も、たへせぬ物ハ、恋といへる曲

もの、実ニ恋へくせ物かんな、みへさらく、く
く／＼さらニ、恋こそわすらめや。

百 万 (四ノ三)

のしめ、長上下、小サ刀、扇。

ワキ出ルト其次二出テ、太コ座二居ル。ワキヨリカ、
ル。

誰ニテ渡り候ぞ (底本一行アキ) さん候、此所ニおみて色／＼面白

き事打つゞき有時も候が、折節今ハ御座なく候。去ながら
爰に百万と申て女物狂ひの候が、某の念仏と拍子違ひに申
せバ、夫がもどかしいと有て狂わるゝ。是を呼出し御目に
かけ申そふずるか (底本一行アキ) 左あらバかう／＼御通り候へ

シテ柱の先ニテ立テ、

南無釈迦牟尼仏

地へ取、南無しやかむにんぶ、大廻りして謡切ト、

南無釈迦しやか／＼

地へ取、其内シテ柱の先へ出ル。扱釈迦といふ仕舞ニ

拍子一ツふみ、扇開キ顔ニかざして、

はアみさア／＼／＼／＼

いくたびもいふて拍子ニのりて、シテ出テ笹ニテ打ト、

シテの左りへひらく。

わ、蜂がさいた

ト云テ、脇の方へ開ク。

中／＼某ハ下手ニテ候間、急で音頭を取て御申しやれや

ア

シテの後ろを通り、後見座へ行也。

俊 寛 (四ノ四)

(底本冒頭三行アキ) 扱々殊の外、能天氣に成たよ (底本一行アキ) いかにか申上候。一段
と追手が吹来て候。急御船ニ召れ候へ

ツレ・シテ、シカ／＼有。舟を目付柱の左りへなをす。

芦 苜 (四ノ五)

のしめ、長上下、小サ刀、扇。

ワキ次第、道行の内出テ、太コ座二居ル。ワキより懸
ル。一ノ松ニテ。

誰ニテ渡り候ぞ (底本一行アキ)

元ハ此所に御座候ひしが、去子細あつて今ハ此所ニハ無

御座ニ候 (底本一行アキ) 心得申候 (底本一行アキ)

是ニ候 (底本一行アキ) さん候、此所ニおめて別に面白き事も無ニ御

座一候。乍去爰に毎日此市へ出て声を売、面白う狂う男の

候間、是を呼出し御目にかけて申そふずるか (底本一行アキ) 心得申た

ト幕の方向テ、

やア／＼いつもの芦売男、何とてけふハおそなハリ給ふ

ぞ。とふ／＼出て声をうり、面白う狂ひ候へ、／＼や

ト太コ座二居ルト、シテ一セイニテ出、いろ／＼有。

シテ後見座ニ付、作り物ヲ引ト、シテ柱ニ立テいふ。

最ぜんの都人ハ此所に御逗留と見へたれば、先あれへ參

うと存る。(底本一行アキ) いや是ハ奇特と御逗留にて候。ワキ詞有カ

我等ハ最前御目ニかゝりたる者にて候が、此所ニ御逗留被_レ成、御徒然ニ御座有うずると存、御見舞申(上)候。(底本一行アキ)

心得申候。(底本一行アキ) 最前草賀の左衛門殿の事を御尋にて候得共、

左衛門どのハ殊の外世におとろへ給ひ、今ハ此所ニハ無_二御座よし折々皆の者のとり沙汰仕るニより、常のあきうどじやと存て御座れば、あれが草賀の左衛門殿にて御座有

よし承り、中_一驚入て候。(底本一行アキ) 左様の御方とも不_レ存して、りうじを申迷惑仕候。誠ニ只今の様子を見るニ付ても、

哥道を知れば諸道を知ると申が是で御座る。惣じて夫婦の中も又神代の御事も、皆哥道より起りたる事と承る。其上

和哥の道ニハ鬼神迄も納受有と申が、左衛門殿の御身の上を見るニ付ても一定で御座る。夫ニ付我等如きの数ならぬ

者迄も常ニ承り候哥ハ、物の名も所ニよりに替りけり難波のあしハ伊勢(か)の蛤と、か様ニ古哥を覚へて候。(底本一行アキ) あしお

ぎ、実とか様で御座有うずる。誠ニ女性上臈の御身として是迄はる_一尋下り給ふ程の御心中、恐らく女人ニハ珍數

事にて御座候と、是のミかんじ入て候。(底本一行アキ) 心得申候

トシテノ方ヲ向テ、

如何ニ左衛門どのへ申候。烏帽子直垂を召て急ぎ御出あれとの御事にて候

トいふて太コ座へ付。

弱法師 (四ノ六)

(纏) 嶋物、狂言上下、腰帶。

ワキニ付出ル。後見座二居。但笛ノ上ニ居事も有。申合次第也。ワキ名乗濟、呼出ス。

御前二候。(底本一行アキ) 畏て候

トシテ柱ノ先ニテ、

皆々承り候へ、左衛門尉道俊殿、施行今日満参にて候間、急罷出、施行を受申せとの御事なり。相かまへて其分心得候へ、_一

ト笛の上ニ付。シテ出、色_一あり。ワキ詞先々施行をうけ給へ。シテ詞受参らせ候はん、ト云、袂をひろげて受る時、狂言立、扇を開キやるていをする。

去バ参らせうずる

ト云テ座ニ付。遣わす所ハ問合すべし。

藤栄 (四ノ七)

太刀持 狂言上下、嶋物、小サ刀。

能力 無地のしめ、へんてつ、袴_一、リ、ごうし頭巾、腰帶

ワキ名乗、道行有。宿借、いろ_一有。太刀持、シテニ付テ出、太コ座ニ居ル。シテ名乗濟て呼出。尤シテ柱ノ先ニて下二居。

御前二候 浦遊びニ出候間、舟を申付候へ 畏て

候 又あれニ笛太鼓の聞ル、尋て来り候へ いやあれ

ハ、松風が磯うつ波の音にて御座有うずる 心得申候

左様にてハなし、慥ニ聞ゆる、尋て来り候へ

トシテ見たる所ヲ立テ見テいふ。

ヤア〜其許にて笛太鼓の音のするハ何事ぞ。やあ〜

じや。其由申う

ト元ノ所へきて下ニ居、

あれハ参つて尋て候へば、藤栄殿の御舟遊び、其隠レな

くて成尾殿の御酒迎に御出と申候 さあらバ弥待ふずる

にてあるぞ 御尤に候

ト云テ太コ座ニ居ル。シテノ供シテ入。切戸よりはづ

してもよし。

後能力

シテ名乗過、成尾出、橋が〜リニテ謡。立衆笹ノ葉

ヲかつぎ下リ葉ニテ出ル。皆々舞台へ入ト太コ座ニ

付。成尾、呼出ス。シテ柱ノ先ニテ下ニ居。

御前二候 小人のともないて有間、何ぞ一曲かなで候へ

畏て候

小舞、京ミやげ舞べし。舞仕まふて左りのひざ、扇の

かなめをシテの方へ出し、

左あらバ此扇を慮外ながら藤栄殿へさし申そふずる

トシテへ向、扇を出しさす躰をして、扇ハ腰へさし狂

言座ニ付。シテ舞有。

又君の御座舟を、龍頭げきしうと申も、此御代より

おこれり、ト、シテ橋が〜り行。

うたい切ト直ニ立ながら、

又君の傘を龍頭鷁舟にさ〜せて我等も御とも申さん

ト大臣柱ヲ見ル。ワキウナヅク。

こちの事か、何事ぞ

トワキノそばへ行。

只今舞たる者ハ何と云ぞ アレノ、あれこそ芦屋の藤栄

殿といふて隠レもないお人そろよ 藤栄ニ只今の舞こそ

面白けれ、今一さしまへ、見うといへ 夫ハどこから

愚僧が 愚僧が。扱々狂がつた者が有。何と致うぞ。

イヤ〜此由申たらバ返ツて御機嫌な事も有う。申上う

ト橋が〜りへ行、シテニ向、下ニ居テ、

如何ニ申上候。あれに修行者の渡り候が、今の舞まふた

る人ハ誰ぞと尋て御座るに依て、芦屋の藤栄殿といふて隠

レもないお人じやと申て御座れば、藤栄ニ今の舞こそ面白

けれ、今一トさしまへ見うと申程に、夫ハどこからと尋て

候へバ、ねそ〜と愚僧がと申程に、参つてちやうちやく

仕らふずるか ア、しばらく、只今ハ舞まふて有程ニ、今

度ハハツぱち打聞せうと候へ いや御無用で御座る

イヤ〜苦からぬ左様ニ申候へ 畏て候 是ハ如何

な事、思ひの外の事じや。此由申て悦ばせう

なふ〜扱々そなたハくわほうな人じや、そのよし申上

たれば、舞をバ今舞せられたに依て、こん度ハ八撥を打て聞せうとあるハ何と祝着か 急でうてといへ
てといへ。イヤ世にハ修行者も有が、あの様なつらのにくいハ又と御ざるまい、某のまゝに成らば、是らを二三十程いたゞかせたい迄よ

鞍馬天狗同前。狂言座二居、シテ・ツレニ付入ル。

盛久 (四ノ八)

附出ル時ハ、狂言上下。地の内出ル時ハ、長上下。

狂言座二居、中入ノ時立、シテ柱ノ先ニテ、

去程に主馬の判官盛久ハ囚人と成て当所へ下り給ふを、則土屋殿の預りにて様々いたわり給ふ所に、大事の科人なれば急ぎ誅し申せとの御事ニテ、頼申人も是非に不_レ及由_井のミぎわへ御供申。太刀取後ろへ廻りすでに振上ると存たれば、太刀ハ二ツにおれて盛久ハ命を助り給ふ。扱も不思議な事と存る所に、承ハれば盛久は、日頃清水の観世音の信じ、毎日おこたらず御経を誦誦被_レ成るゝと申が、うたがひもなきその御利生にて御座有うずる。先あれへ罷出申そふ

トワキノ前へ出、下二居テ、

扱も只今ハ不思議な事にて候 (底本一行アキ) 仰らるゝ通り盛久ハ、

日頃清水の観世音の信じ、毎日怠らず観音経を誦誦被_レ成るゝ其御利生にて御座有うずると存る (底本一行アキ) 畏て候

ト云テ立、太コノ方へ向、

如何ニ盛久へ申候。烏帽子直垂を召、急ぎおん前へ御出あれとの御事にて候

夫より地より取テ入ル。

春栄 (四ノ九)

嶋物、狂言上下、小サ刀、太刀持。

ワキノ付出ル。太コ座二居。

ワキ、呼出ス。

御前二候 (底本二行アキ) 畏て候

ト元ノ座二居。シテ・ツレ出テ次第、道行過、橋がゝりより案内ヲ乞。

誰にて渡り候ぞ (底本一行アキ) さん候、囚人のゆかりの者に対面ハ堅き法度にて候へども、春栄殿の御事ハ、高橋別していたわり申され候程に、先伺申そふずる間、夫に暫く御待候 (底本一行アキ) 如何ニ申上候。春栄殿の御ゆかりと仰られ、高橋殿に御目にかゝり度よし御申あつて、是迄御出にて候 (底本一行アキ) 尤左様にてハ候得共、春栄殿の御事ハ別して御いたわりと見へ申て候間、頼申上候

ワキ、対面せうずるにて候、ト云バ、

御尤二候 (底本一行アキ) 畏て候

最ゼんの人の渡り候か。其由申て候へバ、御対面有うずるとの御事ニて候。乍_レ去大法の事なれば、太刀かたなをバ預り申せとの御事ニて候。此方へ御渡し候へ

ツレトシテト詞有。シテ刀ヲツレニ渡スト狂言受取テ、
旁の御渡し候へ

是ハ云合セ次第。シテ斗り受取事もあり。又ツレ斗り
渡し、シテハ後見へ渡事もあり。刀を後見座へ置、ワ
キノ前へ出テ、

太刀かたなを預り申て候 (底本一行アキ) 畏て候 左あらバこ
うく御通り候へ

夫より太コ座ニ居。サンクセ有、早打出ル。詞有。
末ニ、兄弟の好身こそ、誠に哀れ成けれ。此謡済とワ
キ呼。

是ニ候 畏て候
ト云テ、太コ座よりシテノ小サ刀ヲ持テ出、シテノ右
へ立テ居テ、

扱もく目出度御事かな。誠に御兄弟の御命ハ、五百八
十年も万々年も御長命ニテ御座有うずる。先是を召れ候へ
トシテハ刀ヲさしてヤル。太刀ハワキよりシテへやる。
切ニワキニ付入。

太刀の置所。ツレノ刀ヲ問事也。

葵 上 (四ノ10)

のしめ、長上下、小サ刀、扇。

大臣ハ、ワキツレ。山伏ハ、ワキ。

初、御子と大臣と出、名乗過、御子ハアザサ云テ、シ
テ次第有。シテト御子ト掛合有。シテクドキアリ。地

より取、思ひ知らずや思いしれ、御内出テ狂言座ニ下
ニ居。シテモ太コ座ニ居ル。

ワキツレ、呼出ス。
畏て候

シテ柱へ出テ、

是ハ如何な事。此中何やら御談合被成るゝを何事ぞと
存たれば是じや。葵の上の御物の怪、早能様ニ存たれば、
又もつての外なと仰出された。先急いで横川へ参り申そ
うずる

ト少し開キ、
イヤ参る程ニ是じや

ト云ながら一ノ松の他り、幕の方へ向テ、
如何に此庵室の内へ案内申候

ワキ幕より出、謡有。

大臣よりの御使にさんじて候。葵の上の御物の怪、また
以ての外ニ御座候間御出有、加持あつて給はれとの御使ニ
て候。(底本二行アキ) 然ば某ハ御先へ参り申そふずる

トワキヅレ大臣の前へ行、下ニ居テ、

小ひじりを請じ参じて候

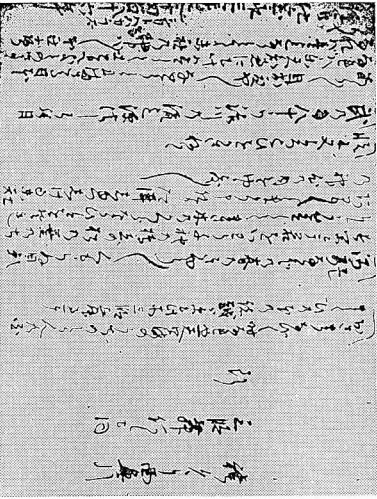
ワキノ方へ行、

こうく御通り候へ

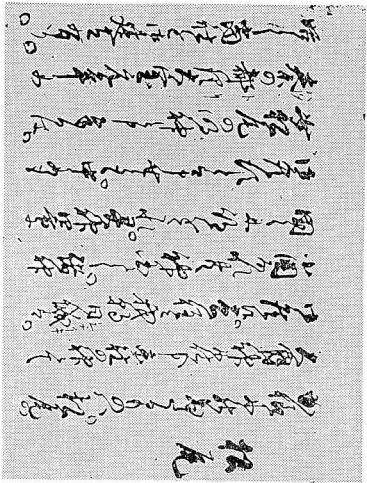
此詞ハ大方いわず。夫より後見座へ行也。高安方ハ案
内ヲいふに下ニ居テ云也。



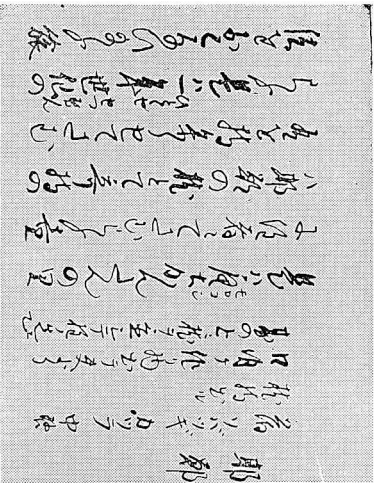
口絵 1. 「驚流狂言伝書」間の本 (白楽天)



口絵 2. 同 1



口絵 3. 間の本 (松尾)



口絵 4. 間の本 (松尾)